

住宅借入金等特別控除申告説明会

平成18年中に住宅ローンを利用し
て住宅を新築・購入・増改築をした
人は、一定の要件にあてはまれば、
住宅借入金等特別控除を受けること
ができ、所得税が軽減されます。

この特別控除を受けるには、最初の
年に確定申告をする必要があります。

給与所得者を対象に、左記により
申告説明会を開催しますので、住宅
借入金等特別控除を受ける人は出席
してください。

▼日時 2月9日(金)

午前10時～正午

午後1時30分～4時

※出席される人は、必ず開始時間10

分前までに受付を済ませてください。

▼場所 役場3階大会議室

◎説明会においては、申告書の作成
まで説明・指導しますので、その場
で申告を済ませることが出来ます。

◎当日来られない人で、還付申告書
の作成などで相談を希望される人は
宇都宮税務署特設会場(マロニエプ
ラザ2月1日(木)～3月15日(木))
又は、町役場の確定申告(2月16日
(金)～3月15日(土))をご利用くだ
さい。

◎当日以外で申告書を提出する人は、
できるだけ自分で作成し、郵送など
で提出されるようご協力ください。

■申告に必要な書類等

- ①住民票(平成19年発行のもの)
- ②工事請負契約書又は売買契約書の
コピー(契約年月日、契約金額、契
約者名、物件記載のページ及び収入
印紙が貼付してあるページのコピー
が必要です。)
- ③宇都宮法務局交付の建物の登記事
項証明書(登記簿謄本)
※権利証(登記済証)は登記事項証明
書ではありません。
- ④宇都宮法務局交付の敷地等の登記
事項証明書(登記簿謄本)、敷地等の
売買契約書の写し(住宅敷地等の取
得にかかる借入金が含まれている場
合)
- ⑤住宅取得資金に係る借入金の年末
残高証明書(2か所以上から交付を
受けている場合はすべての証明書)
- ⑥増改築などの場合は、①～⑤のほ
か建築確認通知書の写し、又は増改
築等工事証明書
- ⑦平成18年分の給与の源泉徴収票
(原本)
- ⑧印かん及び申告者名義の預貯金口
座
- ⑨ボールペン、卓上計算機

■各種要件

■新築住宅

- 住宅取得後6か月以内に入居し、
引き続き住んでいること。
- 家屋の床面積が50㎡以上で、かつ、
2分の1以上が居住用であること。
- 控除を受ける年の所得金額が、3、
000万円以下であること。
- 民間の金融機関や、住宅金融公庫
などの住宅ローンを利用しているこ
と。
- 住宅ローンの返済期間が10年以上
で、しかも月賦のように分割して返
済すること。
- 中古住宅
- 新築住宅の要件に当てはまること。
- その家屋の取得の日以前、20年以
内(マンション等の耐火建築物につ
いては25年以内)に建築されたもの
であることなど。

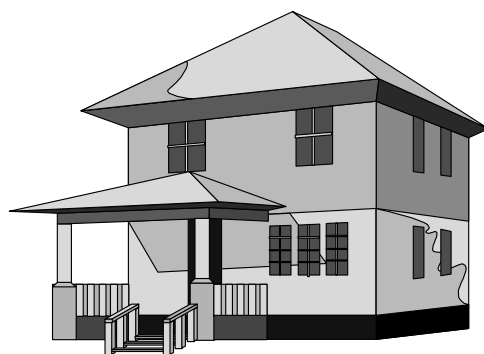


- 建築後、使用されたことがある家
屋であること。
- 自己の所有している家屋で、自己
の居住用に使用しているものの増改
築であること。
- 増改築をした後の家屋の床面積が
50㎡以上で、しかも上記の新築住宅
の要件も満たしていること。
- 増改築等の工事費用が、100万
円を超えるものであること。
- 自己の居住用部分の工事費用の額
が、増改築等の工事費用総額の2分
の1以上であること。

▼問い合わせ先

税務課 住民税係

☎9122



平成18年分の確定申告会場はマロニエプラザです

宇都宮税務署では、平成18年分の所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告の相談と申告書の受付を行います。(現金納付の窓口業務は行いません。)

▼開設期間 2月1日(木)～3月15日(木)(土・日・祝日は開設してありませんが、2月18日と2月25日の日曜日に限り、開設しています。)

▼受付時間 午前9時～午後4時(正午から午後1時までは申告相談は行いませんが、記載済みの申告書の受付と申告書用紙の配布は行います。なお、混雑状況により午前中に受付された人も午後の相談になることや、受付が早めに終了することがありますので、あらかじめご了承ください。)

▼その他 II 期間中、特に期間の後半は、申告会場や駐車場が大変混み合います。長時間お待ちいただくことがありますので、申告書は、自分で記載し、郵送での提出をお勧めします。

なお、インターネットをご利用の人は、国税ホームページの「確定申告書等作成コーナー」や「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用すると大変便利です。

※e-Taxをご利用される人は、事前に利用するため手続きが必要です。詳しくは、宇都宮税務署個人課税第一部門【☎028(621)2092】までお問い合わせください。

▼問い合わせ先 宇都宮税務署

☎028(621)2151

税務課 住民税係

☎9122

所在地 宇都宮市元今泉6-1-37



償却資産の申告は1月31日(水)まで

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産(事業用)の所有者に対しても課税されます。

平成19年1月1日現在、町内に償却資産を所有している人は、1月31日(水)までに申告してください。

▼申告の対象となる資産 Ⅱ

平成19年1月1日現在、町内に存在する事業用資産(土地、家屋を除く)のうち、減価償却費が損金や必要経費に算入される資産で次のようなもの。

- ・構築物(門、塀、看板、駐車場
の舗装面等)
- ・機械、装置及びこれに付帯する設備
- ・船舶(ボート、釣船等)
- ・車両(フォークリフト等ただし、自動車税、軽自動車税対象車両は除く)
- ・工具、器具、備品(机、椅子、パソコン、陳列ケース等)

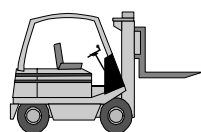
*申告用紙は税務課にあります。

なお、平成18年に申告のあった人には12月中に申告書を送付しておりますが、届いていない場合にはご連絡ください。

▼問い合わせ先 Ⅱ

税務課 資産税係

☎9123



建物を取り壊したら

固定資産税は、賦課期日(毎年1月1日)現在所有する土地・家屋・償却資産に対して課税されます。

町では、家屋の新増築、取り壊しの調査に努めていますが、特に取り壊しの場合には把握できないことがありますので、家屋を取り壊した人や取り壊す予定のある人は、税務課までご連絡くださるようお願いいたします。

▼問い合わせ先 Ⅱ

税務課 資産税係

☎9123